

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/9/17号 (No. 323)

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. CNIPAが「特許出願集中審査管理弁法」を公布(国家知識産権網 2019年9月3日)

○ 中央政府の動き

1. 嶋野邦彦特許技監がCNIPAを訪問、甘紹寧副局長と会談(国家知識産権網 2019年9月12日)
2. CNIPA 申長雨局長、ベトナム科学技術省副大臣と会談(国家知識産権戦略網 2019年9月9日)
3. CNIPA 申長雨局長とフランス産業財産庁長官が北京で会談(国家知識産権網 2019年9月6日)
4. フランス産業財産庁代表団が国家市場監督管理総局を訪問(中国打撃侵権工作網 2019年9月5日)
5. 第7回中国・モンゴル・ロシア知的財産庁長官会合が開催(国家知識産権戦略網 2019年9月3日)
6. 国家知識産権局、「地理的表示運用促進プログラム実施計画」を発表(国家知識産権戦略網 2019年8月30日)

○ 地方政府の動き

1. 山西、特許権担保融資支援の実施細則を發布(中国知識産権資訊網 2019年9月11日)
2. 在中国韓国大使館参事官が北京市知的財産権保護センターを訪問(北京市政府公式サイト 2019年9月10日)
3. 武漢市、第4回長江知的財産権青年フォーラムを開催(国家知識産権戦略網 2019年9月9日)
4. 「視聴覚的実演に関する北京条約」上級研修クラス、北京で開講(国家知識産権戦略網 2019年9月6日)

○ 司法関連の動き

1. 上海浦東新区法院、商標権侵害訴訟で初めて懲罰的賠償を適用(上海市政府公式サイト 2019年9月10日)

○ その他知財関連

1. 第10回日中意匠制度シンポジウムが北京で開催(中国知識産権資訊網 2019年9月9日)

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. CNIPAが「特許出願集中審査管理弁法」を公布★★★

国家知識産権局(CNIPA)がこのほど、公式サイトで「特許出願集中審査管理弁法(試行)」を公布した。

「弁法」の中で「集中審査」について、「特許出願組合せの全体的技術に対する理解を強化し、審査意見通知書の有効性を引き上げ、審査の品質と効率を向上させるために、国家知識産権局が出願人又は省レベルの知的財産権管理当局の請求に基づき、同一技術の特許出願組合せを巡って審査を集中的に行う特許審査モデルをいう」と規定した。

このほか、「集中審査」の適用を申請できる特許出願の具体的条件や審査担当部署の手続きなどを明確にした。

(出典：国家知識産権網 2019年9月3日)

<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1141943.htm>

○ 中央政府の動き

★★★1. 嶋野邦彦特許技監が CNIPA を訪問、甘紹寧副局長と会談★★★

日本国特許庁（JPO）の嶋野邦彦特許技監がこのほど中国国家知識産権局（CNIPA）を訪問し、甘紹寧副局長と会談を行った。双方は半導体分野の特許分類協力、人工知能（AI）国際会議などの課題について意見を交わした。

甘副局長は、両庁が人材育成、法律制度、審査業務、特許文獻と分類情報活用、情報化整備、審判業務交流を含む幅広い分野で交流を行い、豊かな成果を獲得しているとの認識を示し、知的財産権に関する交流、協力を一層深めるよう共に努力していきたいと表明した。

嶋野特許技監は、両国が知的財産権分野で展開してきた協力事業を評価した。さらに、今後も引き続き交流を深め、経験を共有することを望むと語った。

CNIPA 国際合作司、専利文獻部、商標局の責任者が会談に同席した。

(出典：国家知識産権網 2019年9月12日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1142167.htm>

★★★2. CNIPA 申長雨局長、ベトナム科学技術省副大臣と会談★★★

9月2日、国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長が杭州市で、第10回中国アセアン知的財産庁長官会合に出席するために訪中したベトナム科学技術省のファム・コン・タック副大臣と会談を行った。

申局長は、双方が知的財産権分野で長年、密接に協力していることを評価した後、各分野における両国の往来がますます密接になっている背景の下、知的財産権協力の重要な役割も際立っているとの認識を示し、今後も引き続き共に努力し、知的財産権分野の交流、協力を一層強化していきたいと語った。ファム・コン・タック副大臣は、中国の知的財産権政策を称賛し、今後も CNIPA との協力を拡大し、良好な関係を持続したいと表明した。

双方はまた、知的財産権の保護強化と研修訓練の実施などについて意見を交わした。

(出典：国家知識産権戦略網 2019年9月9日)

<http://www.nipso.cn/onews.asp?id=48119>

★★★3. CNIPA 申長雨局長とフランス産業財産庁長官が北京で会談★★★

9月4日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長が北京で、フランス産業財産庁（INPI）のパスカル・フォーレ（Pascal Faure）長官一行らと会談を行った。両長官はまた、中国フランス知的財産権混合委員会の第31回会議に出席した。

会談では、双方は両国の知的財産権分野における最新の動き、知的財産権改革、ハイレベル相互訪問、職員研修、二国間協力などのテーマを巡って意見を交わした。申局長は、「世界の主要な経済体である中国とフランスは幅広い共通利益を有し、長期にわたり友好・協力の関係を維持してきた。双方の協力は実り豊かな成果を上げている」とし、今後は両国の経済発展に新たな動力や活力を注ぎ込むよう引き続き協力を強化していく必要があると語った。フォーレ長官は双方が獲得した協力成果を評価し、交流と協力をさらに深めて、協力分野などを拡大していきたいと表明した。

両長官は会談後、「中国フランス知的財産権混合委員会第31回会合議事録」に署名した。同議事録の中で、双方は実務的協力を一層深める方向性と内容を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2019年9月6日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1141986.htm>

★★★4. フランス産業財産庁代表団が国家市場監督管理総局を訪問★★★

9月4日午前、フランス産業財産庁（INPI）のパスカル・フォーレ（Pascal Faure）長官率いる代表団が国家市場監督管理総局を訪れ、執法稽查局（エンフォースメント担当）、国際交流司、価格監督競争局の責任者と会談を行った。

執法稽查局の責任者は中国の知的財産権保護の方針、国家市場監督管理総局の機構設置と職責、知的財産権保護の主要活動を説明した。全国知的財産権侵害・模倣品摘発活動指導グループ弁公室の責任者は知的財産権侵害と模倣品の摘発活動と実績を説明した。INPI 代表団はその職責と関連活動の動きを説明した。双方はまた、ともに関心を寄せる議題について踏み込んだ交流を行った。

（出典：中国打撃侵權工作網 2019年9月5日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201909/20190900227470.shtml>

★★★5. 第7回中国・モンゴル・ロシア知的財産庁長官会合が開催★★★

8月30日、第7回中国・モンゴル・ロシア知的財産庁長官会合がモンゴルのウランバートルで開催された。モンゴル知的財産庁（IPOM）エルデネバート長官が議長を務め、中国国家知識産権局（CNIPA）からは甘紹寧副局長、ロシア連邦知的財産特許商標庁（Rospatent）からはキリ副長官が出席した。

会合において、3庁はそれぞれの知的財産権活動における最新の動きを紹介し、これまでの協力事業と実績を回顧、総括した後、今後の協力事業の展開について議論を交わした。甘副局長は、モンゴルとロシアはCNIPAの重要な協力パートナーであるとの認識を示し、引き続き積極的な姿勢でIPOM、Rospatentとの対話、交流を強化し、3庁間の知的財産権協力を新たな段階に押し上げていきたいと語った。

（出典：国家知識産権戦略網 2019年9月3日）

<http://www.nipso.cn/oneews.asp?id=48060>

★★★6. 国家知識産権局、「地理的表示運用促進プログラム実施計画」を発表★★★

国家知識産権局弁公室がこのほど、「地理的表示運用促進プログラム実施計画」を発表した。同弁公室は実施計画に関して出した「通達」の中で、地理的表示運用促進プログラムの重要な意義を十分に認識し、促進プログラムの実施に取り組み、地理的表示の運用促進への指導を強化するよう求めている。

「実施方案」によると、地理的表示運用促進プログラムは▽地理的表示の運用促進活動体制の整備▽地理的表示産業の融合、発展の促進▽地理的表示のブランド価値の向上▽地理的表示による貧困扶助事業の推進▽地理的表示の運用促進に関するキャパシティ・ビルディングの強化——といった5つの主要任務を明確にしている。

（出典：国家知識産権戦略網 2019年8月30日）

<http://www.nipso.cn/oneews.asp?id=48034>

○ 地方政府の動き

★★★1. 山西、特許権担保融資支援の実施細則を發布★★★

山西省がこのほど、「省レベルの特許権担保融資支援実施細則（試行）」を發布した。技術系企業の融資チャネルを拡大し、自主的知的財産権を有する企業の抱える資金繰り問題の解決を支援し、特許権担保融資活動の健全的な発展を促進することが狙いである。

「実施細則」によると、省レベルの特許権担保融資支援資金は、企業が特許権担保の方法で銀行などの金融機関から融資を受ける場合の利子、担保、保険、評価などの費用の補助に用いられる。要件を満たした融資の中、金額が300万元以上に達した場合、利子や担保、保険、評価を含む費用の総額の50%、最高20万元の補助金を支給する。金融手段の活用でイノベーションや技術の実用化を図り、技術系中小企業の急速な成長を後押しすることが期待される。

(出典：中国知識産権资讯网 2019 年 9 月 11 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=118452

★★★2. 在中国韓国大使館参事官が北京市知的財産権保護センターを訪問★★★

9月5日、在中国韓国大使館のキム・モグン参事官（知的財産担当）一行らが北京市知的財産権保護センターを訪れ、国家知識産権局・国際協力司、北京市知識産権局・国際交流合作処、北京市知的財産権保護センターの責任者と会談を行った。

キム参事官一行らは北京市知的財産権保護センターの「ワンストップ」知的財産権総合サービス窓口、審理担当部門、調停担当部門を見学した。保護センターの責任者は同センターの運営状況などを説明した。

会談において、キム参事官は韓国の特許審査制度、中小企業を対象とした権利保護の支援策、韓国特許庁の概況などを説明した。双方はまた、北京市知的財産権保護センターの関連業務について交流を行った。

(出典：北京市政府公式サイト 2019 年 9 月 10 日)

http://www.beijing.gov.cn/zfxxgk/110056/zwdt53/2019-09/10/content_5d8a0ea9c0ea4aa98d58ceba23029c6f.shtml

★★★3. 武漢市、第4回長江知的財産権青年フォーラムを開催★★★

第4回長江知的財産権青年フォーラムと中国科学技術法学会第5回「イノベーションと法治」フォーラムがこのほど、湖北・武漢市で開催された。中国政法大学、武漢工程大学、国家知識産権局・専利局の専利審査協力湖北センターからの専門家がフォーラムで演説を行った。

今年が4回目の開催となった長江知的財産権青年フォーラムは、長江経済ベルトに焦点を合わせ、知的財産権分野の若手専門家がそれぞれの視野から知的財産権最前線の課題を巡って学術的討議を行う。今回フォーラムにおいては、国際化を念頭に置いた、企業の知的財産権保護と運用について、参会者は議論を交わし、提案を行った。

(出典：国家知識産権戦略網 2019 年 9 月 9 日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=48125>

★★★4. 「視聴覚的実演に関する北京条約」上級研修クラス、北京で開講★★★

9月2日、北京市版權局と世界知的所有権機関（WIPO）が北京で、「視聴覚的実演に関する北京条約」上級研修クラスを共催した。

中国知的財産権法学研究会の劉春田会長、北京知識産権法院の陳錦川副院長、北京インターネット法院の張雯院長、国家版權局・版權管理司の許超・元巡視員、北京大学知的財産権学院の張平副院長、中国社会科学院法学研究所の李順徳研究員、北京市ラジオ・テレビ局政策法規処の趙紅仕処長、首都版權産業連盟の韓志宇秘書長が専門家として今回研修クラスに参加した。

中国版權協会の閻曉宏理事長が条約締結の経緯について、スペインの専門家、マルタ・ガルシア・レオン（Marta Garcia Leon）氏が「視聴覚的な実演者と『視聴覚的実演に関する北京条約』」をテーマにそれぞれ演説を行った。専門家たちは世界の視聴産業における著作権保護の動き、条約発効後の権利保護の新たな変化などを巡って議論を交わした。

(出典：国家知識産権戦略網 2019 年 9 月 6 日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=48114>

○ 司法関連の動き

★★★1. 上海浦東新区法院、商標権侵害訴訟で初めて懲罰的賠償を適用★★★

中国の某スポーツ機器会社が製造、販売している同じ種類のフィットネス機器が自社の登録商標を侵害していると主張し、ある外国企業は上海の裁判所に、権利侵害行為の停止と弁護士費用を含む経済的損失 300 万元（人民元、以下同じ）の賠償金を要求する訴訟を提起した。

上海市浦東新区人民法院は先日、被告が権利侵害によって取得した利益額は 100 万元を超えると認定した上、その侵害行為に「商標法」の懲罰的賠償に関する規定を適用すべきだと判断し、原告請求通りの賠償金 300 万元を全額認める判決を出した。9 月 9 日、同法院関係者が明らかにした。上海市の裁判所が知的財産権侵害に係る裁判で懲罰的賠償を適用したのは初めてである。

改正「商標法」には、悪意による商標専用権侵害であり、情状が深刻な場合、権利者の損失額の 1 倍以上 3 倍以下の賠償金を命じることができると規定されている。

（出典：上海市政府公式サイト 2019 年 9 月 10 日）

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2315/nw4411/u21aw1401249.html>

○ その他知財関連

★★★1. 第 10 回日中意匠制度シンポジウムが北京で開催★★★

日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所と中華全国専利代理人協会が共催する「第 10 回日中意匠制度シンポジウム」がこのほど北京で開催された。中国国家知識産権局（CNIPA）専利局の意匠審査部、復審・無効審理部と日本国特許庁（JPO）、裁判所、弁護士事務所、企業からの代表およそ 200 名が参加した。

CNIPA 専利局復審・無効審理部の高勝華副部長、JPO 審判部第 34 部門の小林裕和審判長、JETRO 北京事務所知的財産権部の山本英一部長がシンポジウムに出席した。会議において、中国と日本の意匠制度の最新の動き、意匠関連の無効審判の実例、意匠関連紛争の裁判における難題などを巡って議論が交わされた。

（出典：中国知識産権资讯网 2019 年 9 月 9 日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=118407

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro. go. jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved